

令和 7 年 度
高島市建設工事指名競争入札参加者
格 付 基 準

高島市 総務部 契約検査課

令和7年度 高島市建設工事等指名競争入札 参加者資格の格付について

1. 格付の対象者

令和7年度高島市建設工事入札参加資格審査申請書を提出した者のうち、高島市内に本店または支店もしくは営業所等を有する者（市内業者）とします。

2. 格付の対象業種

建設工事のうち土木一式工事、建築一式工事、舗装工事、電気設備工事および給排水冷暖房工事とし、入札参加を希望する業種とします。
（造園工事については、令和7年度も格付を行いません。）

3. 格付区分等

高島市建設工事等指名競争入札参加者の格付および選定基準（格付基準）に基づき決定します。

(1) 総合評点

滋賀県の令和7年度格付における総合点数（客観点数＋主観点数）に高島市の主観点数（別紙1）を加算したものを総合評点とし、格付区分ごとの基準点（別紙2）により決定します。

ただし、滋賀県の格付がない者については、直近（令和7年4月1日基準日）の経営事項審査結果通知書の該当工事区分の総合評定値をもって総合点数とします。

(2) 技術者数

格付基準の別表第2「格付区分別有資格技術者基準」（別紙3）により、格付を決定します。したがって、総合評点が（1）の格付区分ごとの基準点より高い点数であっても、技術者の要件により格付が上がらない場合があります。

なお、技術者数の判定に当たって、同一人が複数の技術者資格を有している場合の参加希望業種は1人につき3種類以内とします。

(3) 建設業許可

土木一式工事または建築一式工事の格付区分Aの対象となる者は、建設業法第15条に規定する特定建設業の許可を有する者としてします。

4. 格付の特例

(1) 令和7年度において新規に申請を行った者は、格付基準により格付される区分の1区分下位に決定します。

(2) 直前の格付区分より上位に格付する場合は、直前の格付区分の1区分上位を限度とします。

(3) 工事成績が良好と認められない等の理由により高島市建設工事等契約審査会が不適当と認めたときは、直前の格付区分の1区分下位とします。

(4) 直前の格付区分より下位に格付する場合は、直前の格付区分の1区分下位を限度とします。

5. 格付の有効期間

令和7年5月1日から令和8年4月30日までとします。

6. 質疑等の問い合わせ

令和7年度の格付に質疑等がある場合は、令和7年5月30日までに高島市役所総務部契約検査課（TEL25-8501）にお問い合わせください。

7. 格付区分別の請負工事標準額

(1) 土木一式工事

格付区分	発注金額基準
A	5,000万円以上
B	2,000万円以上 5,000万円未満
C	700万円以上 2,000万円未満
D	300万円以上 700万円未満
E	300万円未満

(2) 建築一式工事

格付	発注金額基準
A	5,000万円以上
B	2,000万円以上 5,000万円未満
C	700万円以上 2,000万円未満
D	700万円未満

(3) 舗装工事

格付	発注金額基準
A	1,300万円以上
B	500万円以上 1,300万円未満
C	500万円未満

(4) 電気設備工事

格付	発注金額基準
A	1,300万円以上
B	1,300万円未満

(5) 給排水冷暖房工事

格付	発注金額基準
A	1,300万円以上
B	300万円以上 1,300万円未満
C	300万円未満

(別紙1) 高島市の主観点数(加算点)

主 観 項 目		主観点数
加算点数	1. 高島市発注工事の工事成績評定点 (令和3年4月1日から令和6年12月31日 までに工事完了検査を行ったもので、複数回 の工事成績評定を受けている場合に限る。) 評定点の平均点 60点未満 70点以上	-10点 +10点
	2. 社会貢献 ① 市と災害時における応援協定を締結して いる場合 ② 市から除雪作業の委託を受け、誠実に履行 している場合	+10点 +10点
	3. 消防団協力事業所 高島市消防本部から消防団協力事業所の認 定を受けている場合	+10点
	4. 信用状況 ① 市の指名停止状況 (令和6年4月1日から令和7年3月31日まで の間の処分に限る。) 1月未満 1月以上2月未満 2月以上3月未満 3月以上4月未満 4月以上5月未満 5月以上6月未満 6月以上7月未満 7月以上8月未満 8月以上9月未満 9月以上10月未満 10月以上11月未満 11月以上12月未満 12月以上 ※ 滋賀県の主観点数に当該点数が含まれている 場合は、市の点数から控除する。	-10点 -15点 -20点 -25点 -30点 -35点 -40点 -45点 -50点 -55点 -60点 -65点 -70点
	② 不正または不誠実な行為 (工事現場における人身事故、第三者損害等)	-10点

(別紙2) 高島市の格付基準点

(1) 土木一式工事

格付区分	基 準 点 数
A	1, 0 0 0
B	8 6 0
C	7 8 0
D	5 8 0
E	—

(2) 建築一式工事

格付区分	基 準 点 数
A	9 0 0
B	6 7 0
C	6 0 0
D	—

(3) 舗装工事

格付区分	基 準 点 数
A	8 9 0
B	6 7 0
C	—

(4) 電気設備工事

格付区分	基 準 点 数
A	8 0 0
B	—

(5) 給排水冷暖房工事

格付区分	基 準 点 数
A	7 2 0
B	6 5 0
C	—

（別紙3） 格付区分別有資格技術者基準

（１） 土木一式工事

区 分	監理技術者資格者証保有者	左記以外の主任技術者有資格者 (1 級 1 人 = 2 級 2 人にカウント)
A	2 人以上	3 人以上
B	1 人以上	2 人以上
C	—	2 人以上
D	—	1 人以上
E	—	—

（２） 建築一式工事

区 分	1 級建築士または監理技術者資格者証保有者	左記以外の主任技術者有資格者 (1 級 1 人 = 2 級 2 人にカウント)
A	2 人以上	2 人以上
B	1 人以上	1 人以上
C	—	1 人以上
D	—	—

（３） 舗装工事

区 分	監理技術者資格者証保有者	左記以外の主任技術者有資格者 (1 級 1 人 = 2 級 2 人にカウント)
A	1 人以上	2 人以上
B	—	2 人以上
C	—	—

（４） 電気設備工事

区分	監理技術者資格者証保有者	左記以外の主任技術者有資格者 (1 級 1 人 = 2 級 2 人にカウント)
A	1 人以上	2 人以上
B	—	—

（５） 給排水冷暖房工事

区分	監理技術者資格者証保有者	左記以外の主任技術者有資格者 (1 級 1 人 = 2 級 2 人にカウント)
A	1 人以上	2 人以上
B	—	1 人以上
C	—	—

令和7年度 高島市建設工事指名競争入札参加者資格の
格付に関する質疑申出書

令和 年 月 日

高島市長 今 城 克 啓

住 所
会 社 名
代表者名



令和7年5月1日公表の、令和7年度高島市建設工事指名競争入札参加者資格の格付について、次のとおり質疑を申し出ます。

格 付 業 種	1 土木一式工事 4 電気設備工事 2 建築一式工事 5 給排水冷暖房工事 3 舗装工事
高 島 市 格 付	A ・ B ・ C ・ D ・ E
申し出事項	